

業務の効率化・生産性の向上を目的として
デジタル化に関する機器等を導入する場合、経費の一部を助成します

経営デジタル化支援

受付期間	- エントリーシート入力期間：2023 年 7 月 1 日（土）～ 11 月 16 日（木） - 申請書類 提出期間：2023 年 7 月 10 日（月）～ 11 月 30 日（木） ※ ただし受付は先着順となり、予算に達し次第終了します。																						
対象者	- 台東区内に本店（法人）・事業所（個人事業主）および営業の本拠を有する中小企業 - 申請前にデジタル化に向けて中小企業診断士の面談を受けた方 ※ 農林・漁業、風俗関連業、金融業等の業種、宗教法人、社団・財団法人(一般・公益)、NPO法人等は対象となりません																						
対象となる取組	業務の効率化・生産性の向上を目的として行う取り組み (例)  販売・在庫管理  業務・勤怠管理  キャッシュレス決済  会計管理 インボイス (適格請求書)発行や 電子帳簿対応法 への対応にも																						
助成限度額 (助成上限額)	最大 25 万円 ※ 助成金額 = 助成対象経費× 助成率（下図参照）です。 ※ ただし助成限度額を超える場合は、限度額（25 万円）が助成金額となります。																						
助成対象経費 助成率	<table><tr><th>助成率</th><th>区分</th><th>対象経費・備考</th></tr><tr><td rowspan="3">助成対象 経費の 1/2 以内</td><td>ソフトウェア 導入費</td><td>生産性向上に資するソフトウェア （セキュリティソフトウェア含む）</td></tr><tr><td>クラウド費用</td><td>クラウドサービスの利用費用</td></tr><tr><td>専用のハード機器</td><td> - 購入代金、賃借料 - 専用の機器における付属品含む ※ 台東区の事業所に導入するものが対象</td></tr><tr><td>助成対象 経費の 1/5 以内</td><td>汎用機器</td><td> - ソフトウェアまたはシステムの購入に伴い最低限必要となるもの（パソコン・タブレット及び周辺機器等） - 購入代金、賃借料 - 汎用機における付属品含む ※ 助成限度額は最大 5 万円 ※ 汎用品・付属品のみ場合は対象となりません ※ 台東区の事業所に導入するものが対象</td></tr></table> ※ 助成決定後、令和 6 年 1 月 31 日までに支出と実績報告書類の提出が完了する経費が対象 ※ 月額払・年額払の場合、助成決定後、令和 6 年 1 月 31 日までの経費が対象 金額内訳の例 ソフトウェア 40 万円 汎用品 40 万円を 計上する場合 <table><tr><td>ソフトウェア</td><td>20 万円</td><td>1/2 の 20 万円が対象</td></tr><tr><td>汎用品</td><td>5 万円</td><td>1/5 の 8 万円のうち 5 万円が対象</td></tr><tr><td>対象経費合計</td><td>25 万円</td><td>上記の合計 25 万円が対象</td></tr></table>	助成率	区分	対象経費・備考	助成対象 経費の 1/2 以内	ソフトウェア 導入費	生産性向上に資するソフトウェア （セキュリティソフトウェア含む）	クラウド費用	クラウドサービスの利用費用	専用のハード機器	- 購入代金、賃借料 - 専用の機器における付属品含む ※ 台東区の事業所に導入するものが対象	助成対象 経費の 1/5 以内	汎用機器	- ソフトウェアまたはシステムの購入に伴い最低限必要となるもの（パソコン・タブレット及び周辺機器等） - 購入代金、賃借料 - 汎用機における付属品含む ※ 助成限度額は最大 5 万円 ※ 汎用品・付属品のみ場合は対象となりません ※ 台東区の事業所に導入するものが対象	ソフトウェア	20 万円	1/2 の 20 万円が対象	汎用品	5 万円	1/5 の 8 万円のうち 5 万円が対象	対象経費合計	25 万円	上記の合計 25 万円が対象
助成率	区分	対象経費・備考																					
助成対象 経費の 1/2 以内	ソフトウェア 導入費	生産性向上に資するソフトウェア （セキュリティソフトウェア含む）																					
	クラウド費用	クラウドサービスの利用費用																					
	専用のハード機器	- 購入代金、賃借料 - 専用の機器における付属品含む ※ 台東区の事業所に導入するものが対象																					
助成対象 経費の 1/5 以内	汎用機器	- ソフトウェアまたはシステムの購入に伴い最低限必要となるもの（パソコン・タブレット及び周辺機器等） - 購入代金、賃借料 - 汎用機における付属品含む ※ 助成限度額は最大 5 万円 ※ 汎用品・付属品のみ場合は対象となりません ※ 台東区の事業所に導入するものが対象																					
ソフトウェア	20 万円	1/2 の 20 万円が対象																					
汎用品	5 万円	1/5 の 8 万円のうち 5 万円が対象																					
対象経費合計	25 万円	上記の合計 25 万円が対象																					
対象とならない 経費例	- すでに導入されている機器の増設 - すでに導入されているソフトウェア、システムの改修（法改正は除く） - 個人売買において導入した機器等 - 消費税、租税公課 - その他、公的資金の用途として社会通念上、不適切とされる経費 - 情報端末機（PCなど）の買い替え - 消耗品																						

手続きの流れ・提出書類

申 申請者が行うこと

台 台東区産業振興事業団が行うこと

申 11/16 エントリーシートへの回答
締切
約1週間



エントリーシート入力フォーム

※台東区産業振興事業団HP

(URL <https://taito-sangyo.jp/2023/07/01/digital/>)
からもアクセスできます。

台 中小企業診断士面談の日程連絡
面談の日程をメールにてお伝えします

申 台 中小企業診断士面談

事業所へお伺いし、導入予定機器や、想定される効果等をヒアリングします。(1～3回・無料)

申 11/30 助成金交付申請
締切
申請書類(右記)を郵送またはご持参にて提出
但し、先着順となり予算に達し次第締切します。

台 申請内容の審査

台 助成決定
(対象機器・助成額決定)

申 1/31 申請事業実施・経費の支払
締切

申 1/31 実績報告の提出
締切
実績報告書類(右記)を郵送またはご持参にて提出

台 実績報告の審査
約1ヵ月

台 助成額確定・助成金交付

申 台 中小企業診断士面談

申請時 提出書類



- ①【法人】登記簿謄本の写し
 - ・ 台東区に本店登記がされているもの
 - ・ 発行後3か月以内のもの
- 【個人事業者】開業届の写し
 - ・ 台東区に本拠地があるもの
- ②所定申請用紙(申請書・事業計画書・申請前確認リスト)
 - ※ 事業団HPよりダウンロードしてください
- ③対象経費の内容がわかるカタログ、ウェブサイトの写しなど
 - ※ 内容が明確に分かるものをご提出ください。
- ④見積書など資金計画の根拠となるもの
 - ※ 経費の内訳が明確に分かるものをご提出ください。

実績報告時 提出書類



- ①実績報告書
- ②実績報告書別紙
- ③請求書
- ※①～③は事業団HPからダウンロード
- ④ 以下1 または 2
 - 1 領収書の写し 2 通帳の写し及び請求書の写し
- ⑤導入したものがわかる写真等

留意点

- ・ 国や都など、他機関が実施している同種の助成事業と重複して助成を受けることはできません。
- ・ 申請は、1企業、年1回までです。
- ・ 親会社・子会社・グループ企業等関連会社との取引は対象となりません。
- ・ 事業終了後に状況等をお聴きするため、事業団の職員が事業所へお伺いする場合がございます。

お問合せ先

(公財) 台東区産業振興事業団 経営支援課 企業・人材育成担当
〒111-0056 台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター内
受付時間: 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 8時30分～17時00分

URL: <https://taito-sangyo.jp/>

TEL: 03-5829-4124

FAX: 03-5829-4127

